

令和2年9月1日

(千分率)

組合員種別	負担金負担者	短期 (通年)				介護(※注1) (通年)		厚生年金保険(※注2)						経過の長期 (通年)	退職等年金 (通年)	
		掛金	負担金			掛金	負担金	令和2年4月～令和2年8月			令和2年9月～令和3年3月			負担金	掛金	負担金
			短期	育休介護 公的負担	計			保険料 (本人分)	保険料 (負担金含 む全体)	負担金 基礎年金 公的負担	保険料 (本人分)	保険料 (負担金含 む全体)	負担金 基礎年金 公的負担			
組合員 (一般職・特別職)	地方公共団体	43.5100	43.5100	0.1100	43.6200	7.4900	7.4900	91.5000	183.0000	40.0000	91.5000	183.0000	40.0000	0.1033	7.5000	7.5000
船員組合員	地方公共団体	41.5000	45.5200	0.1100	45.6300	7.4900	7.4900	91.5000	183.0000	40.0000	91.5000	183.0000	40.0000	0.1033	7.5000	7.5000
共済組合職員 (一般職・特別職)	共済組合	43.5100	43.5100		43.5100	7.4900	7.4900	91.5000	183.0000		91.5000	183.0000		0.1033	7.5000	7.5000
職員団体専従	職員団体	43.5100	43.5100		43.5100	7.4900	7.4900	91.5000	183.0000		91.5000	183.0000			7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.1100	0.1100					40.0000			40.0000			
継続長期組合員	出向先団体				0.0000			91.5000	183.0000		91.5000	183.0000		0.1033	7.5000	7.5000
	地方公共団体				0.0000					40.0000			40.0000			
派遣組合員①	派遣先団体		43.5100		43.5100		7.4900		183.0000			183.0000		0.1033		7.5000
	地方公共団体	43.5100		0.1100	0.1100	7.4900		91.5000		40.0000	91.5000		40.0000		7.5000	
派遣組合員②	派遣先団体	43.5100	43.5100		43.5100	7.4900	7.4900	91.5000	183.0000		91.5000	183.0000		0.1033	7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.1100	0.1100					40.0000			40.0000			
大学 (下記以外の 一般職・特別職)	大学	43.5100	43.5100		43.5100	7.4900	7.4900	91.5000	183.0000		91.5000	183.0000		0.1033	7.5000	7.5000
	地方公共団体				0.0000					40.0000			40.0000			
大学 (後期高齢者被保険者 (75歳以上)の 一般職・特別職)	大学	3.4500	3.4500		3.4500									0.1033	7.5000	7.5000
	地方公共団体				0.0000											

追加費用	区分	義務教育職員		その他の職員	
		厚生年金分	経過の長期分	厚生年金分	経過の長期分
	福岡県及び下記 以外の市町村	31.900	2.500	16.800	1.300
	福岡市	-	-	19.167	1.484
	北九州市	-	-	21.435	1.659

基礎給料等 最高限度額 (円)		短期・介護	退職・厚年
		通年	通年
	標準報酬月額	1,390,000	650,000
標準期末手当等	5,730,000	1,500,000	

※標準期末手当等に係る掛金・負担金の最高限度額は、当該年度に受けた期末手当等の累計額です。

※令和2年9月1日から退職等年金・厚生年金の標準報酬月額上限額が62万円から65万円となりました。

派遣組合員①: 公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター

公益財団法人 福岡県体育協会

派遣組合員②: 公益財団法人 福岡県教職員互助会

事務費負担金 (円)	6,340 円/年	528.3 円/月
---------------	-----------	-----------

特定健診等負担金 (円)	186 円	組合員1人あたり年額
-----------------	-------	------------

※被用者年金一元化による標準報酬制導入により、上記の率は、標準報酬月額及び標準期末手当等に適用されます。

※注1 介護掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

※注2 組合員が70歳に達すると厚生年金保険の資格を喪失するため、厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担がなくなります。